

2025年度 SYLLABUS 【博士前期課程】

授業科目名：税法 I						
担当教員名：山寺 尚雄						
授業科目概要： 本科目では我が国の税制における基幹税目の一である「消費税」を取り上げる。消費税は、平成元年の導入以来、三度の税率引上げを経て、現在では税収面でも最大の税目となっており、社会保障財源として重要な役割を担っている。 この間、2019年10月の軽減税率制度の導入、2023年10月のインボイス制度の施行をはじめとして累次にわたり制度の見直し・改正が行われており、個別の条文の解釈・適用をめぐる裁判例も相当数蓄積されてきている。 授業においては、消費税法の概要、基本構造を学習した上で、主要な論点について検討することとし、関連する裁判例を素材として、事実認定、法令の解釈・適用についてのケーススタディを行う。 また、電子商取引・クロスボーダー取引や経済のデジタル化、シェアリングエコノミーの拡大など新たな取引・ビジネスに対する消費税の課税といった今日的な課題についても考察することとしたい。						
履修上の留意事項： 講師作成の講義資料、参考判例の判決文を配付する。授業の日程・実施方法（対面／オンライン）については履修者の希望も踏まえて調整・決定する。						
教科書・参考書（参考文献） <table border="1"><tr><td>書名 : 著者／編者 : 出版社 : 出版年 : 書名 : 著者／編者 : 出版社 : 出版年 :</td><td>書名 : 著者／編者 : 出版社 : 出版年 : 書名 : 著者／編者 : 出版社 : 出版年 :</td></tr></table>	書名 : 著者／編者 : 出版社 : 出版年 : 書名 : 著者／編者 : 出版社 : 出版年 :	書名 : 著者／編者 : 出版社 : 出版年 : 書名 : 著者／編者 : 出版社 : 出版年 :				
書名 : 著者／編者 : 出版社 : 出版年 : 書名 : 著者／編者 : 出版社 : 出版年 :	書名 : 著者／編者 : 出版社 : 出版年 : 書名 : 著者／編者 : 出版社 : 出版年 :					
評価方法及び判定基準： 評価方法：出席状況、授業への貢献度（報告、質疑・応答）及びレポートに基づき総合的に評価する。 判定基準：①出席及び受講姿勢 概ね60%、②レポート(課題) 概ね40% 60点未満をF、60～69点をC、70～79点をB、80点以上をAとする4段階とし、C以上の評価に単位を与える。						
<各評価の基準> <table border="1"><tr><td>A評価</td><td>具体的な事案に対する法令適用の判断が的確に行えることに加えて、現行制度・実務上の取扱いにおける課題や経済・社会環境の変化に対応した今後の展望など発展的な考察ができること</td></tr><tr><td>B評価</td><td>現行制度、条文の解釈・裁判例等の理解に基づいて、具体的な事案に対する税法の適用において的確に判断が行えること</td></tr><tr><td>C評価</td><td>授業を通じて現行制度と実務の取扱い、裁判例等についての知識を習得していること</td></tr></table>	A評価	具体的な事案に対する法令適用の判断が的確に行えることに加えて、現行制度・実務上の取扱いにおける課題や経済・社会環境の変化に対応した今後の展望など発展的な考察ができること	B評価	現行制度、条文の解釈・裁判例等の理解に基づいて、具体的な事案に対する税法の適用において的確に判断が行えること	C評価	授業を通じて現行制度と実務の取扱い、裁判例等についての知識を習得していること
A評価	具体的な事案に対する法令適用の判断が的確に行えることに加えて、現行制度・実務上の取扱いにおける課題や経済・社会環境の変化に対応した今後の展望など発展的な考察ができること					
B評価	現行制度、条文の解釈・裁判例等の理解に基づいて、具体的な事案に対する税法の適用において的確に判断が行えること					
C評価	授業を通じて現行制度と実務の取扱い、裁判例等についての知識を習得していること					

授業目標及び進め方：

授業の導入として、消費税法の概要、基本構造について確認する（第1回・第2回）。その後、主要な論点についての解説、関連する裁判例の研究を通じて、個々のテーマへの理解を深めるとともに、税法の解釈、具体的な事案への適用に関する能力を身に付けることを目標とする（第3回～第12回）。

さらに、電子商取引・クロスボーダー取引やデジタル資産、プラットフォームビジネスなど新たな経済取引・事業形態に対応した制度改正、実務上の取扱いについても知見を得ることを目標とする（第13回～第15回）。

講義方式を基本とするが、裁判例の検討（履修者からの報告を歓迎する）や質疑・応答を通じて履修者の参加を促すこととする。

第1回	<p>テーマ：消費税法の概要①</p> <p>内 容：付加価値税の基本理論と我が国の消費税 我が国の税制における消費税の位置づけ 消費税の申告・課税の状況 消費税法の沿革、改正の経緯</p>
第2回	<p>テーマ：消費税法の概要②</p> <p>内 容：消費税法の基本構造 課税対象、納税義務者、非課税・免税取引 税額の計算（課税標準、税率、仕入税額控除） 申告・納付等の手続 国際取引と消費税 社会保障と税の一体改革（軽減税率、インボイス制度） 地方消費税</p>
第3回	<p>テーマ：課税取引①（対価性）</p> <p>内 容：消費税の課税対象となる取引の範囲 「対価を得て行われる」取引の意義 対価性の判断において考慮すべき要素 (参考判例) 大阪高裁平成24年3月16日判決（税務訴訟資料262号-59） 東京地裁平成26年2月18日判決（裁判所HP） 大阪高裁令和3年9月29日判決（LEX/DB 25593010）</p>
第4回	<p>テーマ：課税取引②（内外判定）</p> <p>内 容：国際取引に対する課税の考え方（仕向地主義と源泉地主義） 「国内において行われる」取引の意義と具体的な判定基準 国内及び国外にわたって行われる取引の取扱い (参考判例) 東京地裁平成22年10月13日判決（裁判所HP） 東京地裁令和4年4月15日判決（LEX/DB 25605234）</p>
第5回	<p>テーマ：課税取引③（資産の譲渡等の意義及びその時期）</p> <p>内 容：「資産の譲渡等」の意義 資産の譲渡等の時期（納税義務の成立時期）と課税期間 (参考判例) 東京地裁平成31年3月15日判決（裁判所HP） 東京高裁令和元年9月26日判決（税務訴訟資料269号-97）</p>
第6回	<p>テーマ：非課税取引</p> <p>内 容：非課税制度の趣旨 非課税取引の範囲 不課税取引、免税取引との区分 (参考判例) 神戸地裁平成24年11月27日判決（裁判所HP）</p>
第7回	<p>テーマ：免税取引</p> <p>内 容：輸出免税制度の趣旨 輸出免税の対象となる取引の範囲と適用要件 非居住者に対する役務提供の取扱い（輸出免税の対象から除かれるもの） 輸出物品販売場制度 (参考判例) 東京高裁平成28年2月9日判決（裁判所HP）</p>
第8回	<p>テーマ：納税義務者</p> <p>内 容：国内取引に係る納税義務者 輸入取引に係る納税義務者 小規模事業者に係る納税義務の免除（事業者免税点制度） 納税義務の免除の特例 (参考判例) 最高裁（第三小法廷）平成17年2月1日判決（裁判所HP）</p>

第9回	<p>テーマ：仕入税額控除① 内 容：仕入税額控除制度の趣旨 　　「課税仕入れ」の意義・範囲 　　仕入控除税額の計算方法（個別対応方式・一括比例配分方式） 　　課税仕入れの用途区分 　　調整対象資産に関する仕入れに係る消費税額の調整 　　居住用賃貸建物に係る仕入税額控除の制限 　　（参考判例）最高裁（第一小法廷）令和5年3月6日判決（裁判所HP）</p>
第10回	<p>テーマ：仕入税額控除② 内 容：仕入税額控除の適用要件（帳簿及び請求書等の保存） 　　適格請求書等保存方式（インボイス制度） 　　適格請求書発行事業者の登録制度 　　経過措置、令和5年度改正の内容等 　　（参考判例）最高裁（第一小法廷）平成16年12月16日判決（裁判所HP）</p>
第11回	<p>テーマ：仕入税額控除③（簡易課税制度） 内 容：簡易課税制度の概要（対象事業者、適用要件） 　　各事業の定義と範囲・事業区分の考え方 　　日本標準産業分類との関係 　　（参考判例）名古屋高裁平成18年2月9日判決（裁判所HP）</p>
第12回	<p>テーマ：軽減税率制度 内 容：軽減税率制度導入の経緯 　　適用対象品目（軽減対象課税資産の譲渡等）</p>
第13回	<p>テーマ：クロスボーダー取引に対する消費税の課税 内 容：平成27年度改正の背景と内容 　　対象となる役務提供の範囲（「電気通信利用役務の提供」の意義） 　　内外判定基準の見直しと課税方式 　　（リバースチャージ方式／国外事業者による申告・納税） 　　令和6年度改正（プラットフォーム課税の導入）</p>
第14回	<p>テーマ：新たな経済取引・事業形態と消費税の課税 内 容：暗号資産（仮想通貨）・NFT、ポイントプログラム、プラットフォームビジネス、カジノなど新たな取引形態・サービスの提供に対する消費税の課税（実務上の取扱い、制度的対応を巡る議論）について考察する。</p>
第15回	<p>テーマ：講義のまとめ 内 容：補足説明、理解度確認・レポート作成指導</p>